

**（事業所の名称等）**

第 1 条 社会福祉法人 大五京 が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 i 一 保育園
- (2) 所在地 東京都足立区西新井 4 丁目 28 番地 7 号

**（施設の目的及び運営方針）**

第 2 条 i 一 保育園（以下「当園」という。）は、乳幼児期における教育及び保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も重要なものであるとの認識のもと、これらの子どもに世界的視野に立った質の高い実践教育と支給認定保護者（以下「保護者」という。）に信頼される育児システムの提供を目的とする。

- (1) 「当園」は、育児のパートナーとして、あらゆる育児支援サポートを提供し、専門機関として保護者から信頼される乳幼児の教育及び保育を行う。
- (2) 「当園」は、保護者の協力を得て、多くの良質な体験を通して自信を持たせ、乳幼児一人ひとりの成長目標を達成する。
- (3) 「当園」は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）及び保育課程に基づき、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、乳幼児の発達と保育園、子育て家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する。
- (4) 「当園」は、独自の専門機能や様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児と保護者に対する育成支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 「当園」は、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 3 月 30 日条例第 43 号）」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

**（利用定員）**

第 3 条 「当園」の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。） →54 人

- (2) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。） →36 人
- (3) 3 号認定の子どものうち、満 1 才未満の子ども →9 人

### （提供する保育等の内容）

第 4 条 「当園」は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、以下に掲げる教育・保育、その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項に規定する「保育必要量」をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

- (2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第 8 条に規定する時間の範囲内において、子ども・子育て支援法第 59 条第 2 号に規定する時間外保育を提供する。

- (3) ネイティブイングリッシュリスニング

乳児クラスには、ネイティブイングリッシュティーチャーを配し、ネイティブイングリッシュシャワーを注ぐことで潜在的に英語のリスニング能力と発音能力の習得を目指す。日本語耳が構築されていない乳児期にこそネイティブイングリッシュシャワーが最も効果的と期待する。

- (4) 歌唱指導

美しき歌は、歌詞の思いを込めて歌うことと考え、美しく歌を歌う経験が歌の美しさとハーモニーの素晴らしさを知る体験につながる。

- (5) 臨床スキル研究所

子どもの成育段階には、一人ひとりに様々な変化・特性がある。

特に 3 才前後は自我や嗜好の確立が始まり、不完全な言語表現や理解能力は、十分な相互理解が出来ず、子ども達が何をしようとしているか、何を必要としているか悩むことが少なくない。専門家による科学的な発達検査やカウンセリングで第三の眼で観た子どもの状況を知ることは、保護者の育児ストレスを軽減することになる。個別に子どもの発達や行動特性の把握には、法人の臨床スキル研究所の心理専門スタッフが相談に応じ、育児不安を解消できるようにする。

- (6) 保育に係る行事等

運動会・劇発表会・音楽会の他、年間行事予定で事前にお知らせする。

(7) その他

i-保育園の自主事業として年末保育を行う。別表 2)

**(職員の職種，員数及び職務の内容)**

第5条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種，員数及び職務内容は，児童福祉法，その他の関係法令の定める，次のとおりとする。

(1) 園長 1名 (常勤専従)

園長は，法人理念，理事長の方針に則り，全職員を指揮監督し，業務水準の向上と遂行に責任を持って園児を全体的に把握し，園務を司る。

(2) 主任保育士 1名 (常勤専従)

園長，副園長及び教頭を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに園児の教育保育を司る。

(3) 保育士 15名以上 (常勤換算後) (変動する)

園児の教育及び保育に従事し，その計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(4) 看護師 1名

専門的立場から全ての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し，疾病や情緒障害，体力，栄養，心身の健康等に関する問題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う。

(5) 栄養士 1名 (常勤専従)

園児の発達段階に応じ，0歳児の離乳食，満1～2歳児の乳児食及び2歳児以上の幼児食に係る献立を作成するとともに，調理業務に従事する。又，「当園」の栄養士の職務には，子どもに有害な食材の発見，排除を促進することも含む。法人として栄養士間の情報交換を重ねながら有害食品の排斥に努める。

(6) 調理員 3名以上 (常勤換算後)

栄養士の作成した献立に基づき，子どもに喜ばれる給食及びおやつを調理提供する。幼児クラスには食事マナーの体得にも努める。

(7) 小児科医，眼科医，(非常勤)各1名

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯 (9 : 00 ~ 18 : 00)
主任	勤務時間帯 (8 : 30 ~ 17 : 30)

保育士	勤務時間帯（８：３０～１７：３０） （７：００～１６：００） （９：３０～１８：３０） （１０：００～１９：００）他
看護師	勤務時間帯（９：００～１７：００）
栄養士	勤務時間帯（８：００～１７：００）
調理員	勤務時間帯（８：００～１７：００）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

### （教育・保育の提供を行う日）

第 6 条 教育・保育を提供する日は次のとおりとする。

- (1) 「当園」の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。
- (2) 「当園」の休業日は年末年始（12月29日から1月3日）、祝祭日、国民の祝日に関する法律に規定する日。

### （教育・保育を提供する時間）

第 7 条 教育・保育を提供する時間は、次の通りとする。

#### (1) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時30分までの範囲内で、時間外保育として延長保育を提供する。（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となる）

#### (2) 保育短時間認定に係る教育・保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とする。

尚、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時30分までの範囲内で、時間外保育として延長保育を提供致する。（時間外保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となる）

### （食事の提供方法及び提供を行う日，アレルギー対応）

第 8 条 園児への食事・おやつ・離乳食を含めて自園調理にて提供するのとする。食事の提供は、保育を行う全ての日に実施するものとする。又、幼児クラスの園外保育の場合は、お弁当の持参をお願いすることもある。

#### (1) アレルギー対応（\*食物アレルギー対応マニュアル）

原則として代替食又は、除去食で対応する。

食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば保育士・厨房スタッフが面談・相談を受けながら対応する。毎月の献立表又は食材変更は文書による通知と保護者からの依頼応答により代替食又は除去食を用意する。

### (健康管理・衛生管理)

第9条 「当園」は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて園の健康診断を行う。

- (1) 「当園」は、感染症又は食中毒の予防に努める。感染症又は食中毒が発生した場合は、蔓延しないよう衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
- (2) 「当園」は、緊急時に保護者と連絡が取れない場合は、看護師、保育教諭、保育士の一般的良識による処置が施され、また、園の判断により、病院、医院にて受診・治療を依頼する。

### (支給認定保護者に対する支援・地域への子育て支援)

第10条 「当園」は、保護者に対する支援、地域への子育て支援は、子どもの利益を最優先して行うものとし、保護者と園とが協力して子どもの育ちを支えていく関係を築くよう努める。

- (1) 「当園」は、障がいや発達上の支援を必要とする園児とその保護者に対して、十分な配慮のもと教育や支援を行い、発達や成長に関する正しい認識ができるよう支援を行う。
- (2) 「当園」は、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の適切で健康的な生活が維持できるよう保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。
- (3) ほほほの会（マタニティーを含めた子育て交流の場の提供）  
年10回 実施時間：10時～11時

### (利用者負担その他の費用の種類)

第11条 「当園」の特定教育・保育を利用した保護者は、当該保護者が居住する区市町村の定める利用者負担金（保育料）を区市町村へ支払うものとする。ただし、幼児教育・保育無償化の対象となる保護者の支払いはない。

- (1) 「当園」は、区市町村から特定教育・保育に係る教育・保育給付費を法定代理受領する。ただし、法定代理受領を受けないときは、利用者から、特定教育・保育費用の全額の支払いを受けるものとする。
- (2) 「当園」は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供や質の向上を図るため、**別表**に掲げる費用の支払を受けるものとする。

- (3) **別表**に掲げる費用を「当園」が保護者から支払いを受ける方法は、現金支払いとする。

### (利用の開始に関する事項)

第12条 「当園」は、区市町村が行った利用調整により「当園」に決定されたとき、かつ特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。又「当園」の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの保護者とその内容を確認する。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用要請があった2号認定子ども又は、3号認定子どもの数及び現に当園を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第3条に規定する利用定員の総数を上回る場合。
- (2) 当園の現員からは利用申し込みに応じきれない場合。
- (3) その他、園児の受け入れに当たり、適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合。
- (4) 「当園」は、前項の選考の結果、内定した子どもについては、内定通知書により、その旨を保護者に通知するものとする。
- (5) 「当園」は、選考の結果、内定できない子どもについては、内定不承諾書により、その旨を保護者に通知するものとする。（足立区対応）
- (6) 「当園」は、入園を希望する保護者から市町村が定める支給認定に係る申請書又は、保育利用に係る申請書等が提出されたときは、速やかに該当書類を区市町村に提出する。
- (7) 「当園」は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ利用申込を行った保護者に対し、当該運営規定の概要、職員の勤務体制、その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る事とする。

### (利用の終了に関する事項)

第13条 「当園」は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

又、「当園」が定める所定の保育課程を修了した園児には卒園証書を授与する。

- (1) 園児が小学校に就学・卒園するとき。
- (2) 法第24条第1項第2号又は第3号の規定により、支給認定が取り消されたとき。
- (3) 保護者が退園を申し出たとき。
- (4) 保護者と教育保育方針やその手法における意見の齟齬により、或いは契約不履行により甲乙の相互信頼を喪失したとき。

- (5) その他、保護者の言動が他の園児や保護者など利用者の心身に相当な支障や影響を及ぼし、特定教育・保育を受ける保護者の公益を損ねるとき。
- (6) 事業者の認可又は事業所の確認が取消されたとき。
- (7) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができないとき。

#### **(休園・閉鎖)**

- 第14条 園長は、園児が感染症に罹患した場合や、そのおそれがある場合、又は災害その他の事由により、教育・保育上重大な影響があると認められる場合は、その事由が消滅するまで、園児の登園を禁じ、又は休園・休務とすることができる。
- (1) 園長は、前項の規定により登園の禁止、又は休園・休務を決定したときは、速やかにその旨を足立区に通知するものとする。

#### **(緊急時における対応方法) (\*救急時対応マニュアル)**

- 第15条 「当園」の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、「当園」の手順書により必要な措置を講じるものとする。
- (1) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者及び足立区等に連絡するとともに必要な措置を講じるものとする。
  - (2) 「当園」は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
  - (3) 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### **(非常災害対策) (\*非常災害(地震)対応マニュアル)**

- 第16条 「当園」は、園児の安全の確保を図るため、非常災害に備えて、消防計画（帰宅困難者対策条例に基づく）・水防計画を作成する等、「当園」の手順書により、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。又、水害地域としての認識と知識を深め、その他緊急事態が生じたときは、「当園」の手順書により必要な措置を講じるものとする。

#### **(利用者に対しての保険)**

- 第19条 「当園」は、全国私立保育園連盟保険制度・スポーツ振興センターに加入している。

### （虐待の防止のための措置）（\*虐待児対応マニュアル）

第 17 条 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施し、必要な措置を講ずるものとする。

### （苦情解決）（\*京都経営者協会・CCN）

第 18 条 「当園」が提供した教育・保育に関して苦情がある場合は、「重要事項説明書」に記載されている苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができるものとする。

- (1) 「当園」は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、保護者に報告する。
- (2) 「当園」は、保護者が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、保護者に対し一切の差別待遇をしない。

### （記録の整備）

第 19 条 「当園」は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存とし、保育所児童保育要録については 20 年間保存する。

- (1) 教育・保育の実施に当たっての計画。
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録。
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録。
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録。
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録。

### （個人情報保護の保護）

第 20 条 保護者は「当園」が教育・保育の実施に必要な為に提出を求めた情報や映像・音声などの露出を拒否することができる。ただし、その対象物、期間、映像識別度範囲、露出禁止範囲などについて書面で申告すること。又、それにより被る不利益は享受しなければならない。

- 2 「当園」は、利用者から知り得た個人情報については、保護者・利用者から別途、文書で承諾を得た使用目的及び社会通念上一般的な教育・保育の為に使用する以外には使用せず、適切に管理保管するものとする。又、職員が業務上知り得た保護者・利用者の個人情報については、退職後も含めて漏洩しない雇用契約を締結した上で職員を雇用する。

3「当園」は、保護者・利用者から提出された書類の個人情報について、お預かりした個人情報を以下の利用目的の範囲内で取り扱うこととする。以下の目的以外での利用が必要となった場合には、あらかじめその旨のご連絡をし、了解されたものに対して取扱うこととする。

#### **(情報提供義務)**

第 21 条 「当園」を利用する子どもの保護者・利用者は、子どもが教育及び保育・子育て支援を受けるにあたり、健康状態や懸念事項など保育教諭が必要とする子どもに関する全ての最新情報を「当園」に申告していなければならない。重要な情報の提供不足によって支障が生じた場合、「当園」は免責されるものとする。

また、保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。変更がある時は、前もって連絡すること。

\* 園児の保育に必要な健康状態、飲食物規制等（アレルギー等による除去が必要な食材、離乳食の未摂食々材を含む）についての情報は漏れなく事前に申告すること。

\* 園児に対する保育教諭、保育士、看護師、栄養士、調理師の保育、援助上に必要となる注意事項は事前に申告すること。

\* 保育中の保護者への緊急連絡先は、常に有効であること。また変更がある時は、前もって連絡すること。

#### **(業務の質の評価)**

第 22 条 「当園」は、教育・保育の質及び運営水準の向上を図るため、運営状況について自ら評価を行うとともに、外部の評価を受け、改善のための必要な措置を講じるものとする。保育士等の自己評価及び保育園の自己評価については、年 1 回以上行い、自己評価については公表するものとする。

#### **(相互信頼の原則)**

第 23 条 「当園」は、保護者・利用者が「当法人」の理念・方針に賛同・理解の上、協力を得て子どもに最善を尽くすものとする。従って、「当園」と保護者・利用者の方に方針の不一致が明らかとなり、相互信頼の維持が困難になった場合は、契約解除を申し立てることができるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日改訂

平成 31 年 3 月 1 日改訂

令和 2 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 3 月 1 日改訂

令和 4 年 3 月 1 日改訂

令和 5 年 3 月 1 日改訂

令和 6 年 3 月 1 日改訂

令和 7 年 3 月 1 日改訂

令和 8 年 3 月 1 日改定

別表 1) 全員が対象となるもの

**【足立区の定める延長利用料】**

保育時間		世帯区分	利用料	
			1歳児以上	0歳児
朝	7:00~7:30	A階層及びB階層	600円	900円
		C階層及びD階層	2,500円	3,750円
夕	1時間延長保育 18:30~19:30	A階層及びB階層	1,000円	1,500円
		C階層及びD階層	4,000円	6,000円

**【延長保育料金表・スポット利用（不定期）】**

保育時間	世帯区分	利用料	
		1歳児以上	0歳児
7:00~7:30	全ての階層で	400円/30分	600円/30分
18:30~19:30		800円/時	1,200円/時

※延長保育のスポット利用の保育料金は、15分単位で料金が発生します。

**【保育短時間認定 延長保育料金】**

保育時間	世帯区分	利用料
7:30~8:30 16:30~18:30	全ての階層で	500円/1日

**【副食費】**

(対象：3~5歳児クラス) 4,900円

- ・足立区に居住する児童の副食費は足立区から補助があるため無償です。
- ・足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応が異なります。(居住自治体から補助がある場合、無償または減額します)

(対象：0~2歳児クラス) 無償です

2) 希望者のみ対象となるもの（月額若しくは利用時）

朝食提供	500 円/1 食
夕食提供	700 円/1 食
幼児クラスのネイティブイングリッシュ	6,000 円/月（年 42 回）
乳児用歯ブラシ	700 円/1 本
鍵盤ハーモニカ	5600 円/1 個

\* 月極料金以外の費用は毎月月末で翌月の合算させていただきます。

※年長児について クラス遠足の交通費が実費となります。

※年長児・年中児について教材費 2000 円/年 がかかります。

**【年末保育料金表】**

日 程	時 間	料 金
12 月 29 日・30 日 (日曜日は除く)	7 : 30 ~ 18 : 30	1 日 2, 5 0 0 円

※年末 29 日 30 日（日曜を除く）7 時 30 分～18 時 30 分の通常と同じ保育時間でお子様をお預かり致しますが事前のお申し込と保護者の就労証明書の提出が必要です。

※緊急時等で、朝 7 時（7 時 30 分）より早く当園されたりお迎えが 19 時 30 分（18 時 30 分）を過ぎた場合、事由に関わらず 5 分/350 円の延長料金を頂きます。

※「当園」は、現金で上記費用の支払を受けた場合は、集金袋にて領収証を交付します。

以上